



誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくり

2015.9.15



赤い羽根 共同募金

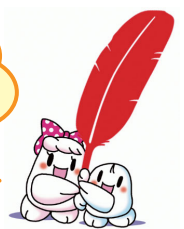
運動期間

10月1日～12月31日

10月1日より、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に実施されます。「じぶんの町を良くするしゅみ」をテーマに、高齢者や障害のある方、児童・青少年の福祉育成やボランティア活動等に役立てられます。募金の約80%が土浦市のために役立てられます。

皆さまのご協力をお願いいたします。

写真の事業にも募金が使われています。



福祉ふれあい体験
(詳細はP.7)

平成27年度

平成28年
4月1日採用予定

職員採用試験 実施のお知らせ

- 1 受付期間 9月10日(木)～10月1日(木)
(土日祝日を除く)
- 2 職種など 保健師、主任ケアマネジャー、各2名程度
- 3 試験日 10月18日(日) (一次試験)

詳しくは、ホームページの最新ニュース
(<http://www.doshakyo.or.jp/>)をご覧ください。

おもな内容

- 平成27年度歳末たすけあい配分金申請のご案内
- 認知症予防「脳いきいき教室」参加者募集
- 福祉の店「ポプラ」からのお知らせ
- 講座・教室の受講者募集
- 新治総合福祉センターからのお知らせ
- 夏の福祉体験学習事業報告
- 社協支部からのお知らせ
(土浦市ふれあいネットワーク、福祉体験講座について)
- まごころコーナー

平成27年度 歳末たすけあい配分金申請のご案内

12月1日から12月31日まで、歳末たすけあい募金運動が実施されます。集められた募金は、市内の支援を必要とする世帯や福祉施設・団体等の福祉事業に対し、自己申請方式により配分いたします。



1 支援を必要とする世帯への配分

《配分の対象となる世帯》 次の(1)(2)(3)を満たしている世帯

- (1) 平成27年10月1日現在で、土浦市に6ヶ月以上居住していること。
- (2) **世帯全員の住民税が非課税であること。**
- (3) 平成27年10月1日現在で、次の世帯条件のいずれかに該当すること。



- ア. 満70歳以上のひとり暮らし世帯
(同一敷地内に親族や関係者がお住まいの場合は対象になりません。)
- イ. 満70歳以上の寝たきり(3ヶ月以上)の方がいる世帯
- ウ. 満70歳以上の認知症(3ヶ月以上)の方がいる世帯
- エ. 満70歳以上の高齢者のみの世帯
- オ. 満70歳以上の高齢者と虚弱者又は18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者のみの世帯
- カ. 母子父子世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯
- キ. 交通遺児世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯



提出書類

① ② ③

- ク. 重度心身障害児(者)の方がいる世帯
 1. 身体障害者手帳1・2級
 2. 療育手帳(A)・A
 3. 精神保健福祉手帳1級



提出書類

① ② ③ ④

ケ. 小学6年生がいる準要保護世帯 → 対象世帯へ通知させていただきます。

※生活保護世帯、施設入所者、長期入院中(6ヶ月以上)の場合は、対象になりません。

※原則として、1世帯あたり1件の配分となります。

《申請に必要な提出書類》

- ① 歳末たすけあい配分金申請書
 - ② 住民票(世帯全員記載のもので、申請日より3ヶ月以内のもの)
 - ③ 非課税証明書(高校1年生以下を除く世帯全員のもので、申請日より3ヶ月以内のもの)
 - ④ 手帳の写し
- ※②と③は、土浦市役所市民課及び各支所・出張所で発行されます。(手数料は個人負担となります。)
尚、代理の方が必要書類を請求する際、委任状が必要となる場合もあります。

《申請期間》

平成27年10月1日(木)から平成27年10月31日(土)

《申請書設置先／申請書類提出先》

土浦市社会福祉協議会及び社協支部(各地区公民館内)



《その他》

- 配分金の額は平成27年度歳末たすけあい募金の額によって決定します。
- 配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。尚、審査により、配分対象外となる場合があります。
- 配分金は、平成27年12月下旬に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- 虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただくことになります。



2 地域福祉を高める活動を行う施設・団体等への配分



《配分の対象となる条件》

歳末たすけあい運動の期間中に、地域住民が運動に対する意識及び住民福祉の向上を図ることを目的とし、必要性があると認められる福祉事業であること。

【配分対象事業例】

高齢者ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなどの推進強化

市内小中学校の冬休み中の児童・生徒による配食サービスなど、福祉活動の体験・参加

給食サービスの推進強化（おせち料理等の配食、会食会の開催）

福祉施設における地域住民参加型のクリスマス会、餅つき大会等の交流行事

障害者福祉団体や介護者の会が実施するクリスマス会等の交流行事

《申請に必要な提出書類》

- ① 「歳末たすけあい配分金申請書」
- ② 「申請事業に対する事業計画書」
- ③ 「申請事業に対する予算書」



《配分額》

- ① 福祉施設・・・事業費総額の3/4（75%）以内で、かつ、5万円を限度とする。
- ② 福祉団体・・・事業費総額の3/4（75%）以内で、かつ、10万円を限度とする。

《申請期間》

平成27年10月1日（木）から平成27年10月31日（土）まで

《申請書設置先／申請書類提出先》 土浦市社会福祉協議会

《その他》

- 配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。
- 配分金は、平成27年12月下旬に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- 配分金が総事業費の75%を超えた場合は、超過部分の配分金を返還していただくことになりますのでご注意ください。また、事業未実施の場合も返還していただくことになります。
- 虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただくことになります。

問い合わせ先：土浦市社会福祉協議会 総務係 ☎ 821-5995

認知症予防 「脳いきいき教室」 参加者募集中!!

いつまでもいきいきとした日常生活を送っていただけるよう、脳を活性化させましょう!

★チェックしてみよう!

- 最近物忘れをよく指摘される
- 自分で電話番号を調べて、電話をかけることができない
- カレンダーを見ても今日が何月何日か分からないことがある



土浦市イメージキャラクター つちまる

1つでもチェックが合った方におすすめです!!

軽い運動と、楽しい頭の体操や創作活動を行い、脳に刺激を与え、認知症を予防する生活習慣を身につけるお手伝いをいたします。

日にち (毎週金曜日・12回1コース)		時間	場所	主な内容
10月	30日	13:30~15:00 (血圧測定等を行いますので、10分前にはお越してください)	土浦市 保健センター 1階機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・指先を使った体操、頭の体操、有酸素運動など ・レクリエーション(調理・ハンドベル・ペタンクなど)
11月	6日、13日、20日、27日			
12月	4日、11日、18日			
1月	8日、15日、22日	※1月15日のみ 10:00~13:00 (調理実習のため)		
2月	5日			



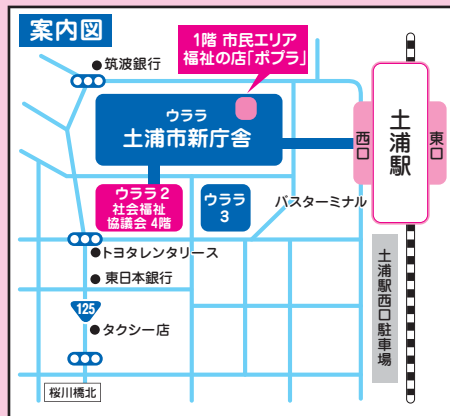
- ★対象者：要介護認定を受けていない市内在住の65歳以上の方
- ★定員：15名(定員を超えたときは抽選)
- ★持ち物：タオル・筆記用具・水分補給の水・お茶など
- ★申込・問い合わせ先：地域包括支援センターうらら ☎824-0332

福祉の店「ポプラ」からのお知らせ

9月24日(木) 土浦市新庁舎へ移転します!!

福祉の店「ポプラ」は土浦市総合福祉会館4階から土浦市新庁舎1階市民エリアに移転することになりました。障害者の手作り作品を多数取り揃え、皆さまのご来店をお待ちしております。

- 営業日：日曜日から土曜日(年末年始休業)
- 新住所：土浦市大和町9-1 ウララビル 1階市民エリア
- 電話：827-1130





「シニアカレッジ」受講者募集!!

健康や体力の維持・向上につながる学習機会を提供し、自立した豊かな生活を営めるよう、全5回の講座を開催します。



	講座科目	日程	時間/場所	定員/受講料/もちもの
第1回	午前：思いを伝える心のメッセージ *エンディングノート作成 午後：笑い(認知症予防)	11月 4日(水)	午前の部 10:30~12:00 午後の部 13:00~14:30	40名/ 1,000円/ 筆記用具 ※昼食は各自で 準備してください。
第2回	午前：認知症サポーター養成講座 午後：シルバーリハビリ体操	11月11日(水)		
第3回	栄養と調理(講話も含む)	11月18日(水)	総合福祉会館	
第4回	市外視察研修(千葉県西部防災センターほか)	11月25日(水)	六中地区公民館ほか	
第5回	午前：救命救急講習 午後：薬の飲み合わせ講話	12月 2日(水)	※第4回の時間は 受講決定後に通知します	

○申込資格：市内に居住している60歳以上(要介護認定を受けていない方)で、全日程受講可能な方。

○申込方法：ハガキで、「シニアカレッジ」受講希望・住所・氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・性別・電話番号を記入の上、**10月16日(金)【当日消印有効】**までにお申し込みください。

○受講決定：定員を超えたときは抽選となります。応募の結果は通知文を発送いたします。

○その他：①受講料は、通知に従って納めてください。

②駐車場・駐輪場を利用する場合は、4時間分の駐車券を配布いたします。(指定駐車場のみ)

③都合により、中止または日程などが変更になることがあります。

○申込・問い合わせ先：福祉のまちづくり係(☎821-5995) 〒300-0036 土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階

「アクティブシニア教室」受講者募集!!

チャレンジ精神旺盛なシニア世代の方々の
セカンドライフを応援します!!



教室名	内容	時間/場所	日程	定員/受講料	もちもの
はじめてのスクエアダンス教室	軽快なステップの音楽と合図に合わせて、仲間と一緒にウォーキング! 頭を使うことで脳機能が鍛えられるとともに、世界共通なので海外でも踊れます。さあ、Let'sダンス♪	10:00~12:00 総合福祉会館 (ウララ2ビル)	11/10、17、24 12/1、8、15 (火曜日・全6回)	30名 1,500円	動きやすい靴 動きやすい服装 タオル 飲みもの 等

○申込資格：市内に居住している概ね60歳以上の方。

○申込方法：往復はがきで、教室名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入してお申し込みください。

○申込期日：**10月20日(火)【必着】**

○受講決定：定員を超えたときは抽選となります。応募の結果は、返信用はがきで通知いたします。

○その他：①受講料は、通知に従って納めてください。

②駐車場、駐輪場を利用する場合は、自己負担となります。

③都合により、中止または日程などが変更になることがあります。

○申込・問い合わせ先：福祉のまちづくり係(☎821-5995) 〒300-0036 土浦市大和町9-2ウララ2ビル4階



高齡者クラブ活動のご案内

高齡者クラブは、地域を基盤とした高齡者の自主組織です。「仲間づくり・健康づくり・生きがいづくり」を目的に、スポーツや趣味などの健康をすすめる運動、支えあい、声かけあう友愛運動、地域見守りなどの奉仕活動を行っています。



■入会方法 お住まいの地域の単位高齡者クラブに直接お申し込みください。

■問い合わせ先 高齡者クラブ連合会事務局
福祉のまちづくり係 ☎821-5995

●高齡者クラブ会員対象事業●

●高齡者スポーツ大会●

とき 9月30日(水) 9:30~
ところ 霞ヶ浦文化体育会館

●高齡者芸能発表会・作品展示即売会●

とき 10月30日(金) 9:45~
ところ 亀城プラザ

●高齡者カラオケ大会●

とき 12月4日(金) 9:30~
ところ 亀城プラザ

新治総合福祉センターからのお知らせ

《カラオケ大会・作品展示会を行います。ご来館下さい!》

カラオケ大会

- 日 時 11月6日(金) 9:30~
- 場 所 新治総合福祉センター 笑顔の間
- 参加定員 50名程度(定員を超えたときは抽選)
- 参加費 1,000円(昼食代含む)
- 申込締切 10月23日(金)
- 申込先 新治総合福祉センター ☎862-3522



作品展示

- 期 間 11月4日(水)~10日(火)
- 場 所 コミュニティサロン、まあ〜るいサロン
- 内 容 陶芸、ちぎり絵、写真、教室作品等

なかよし菜園

有志のご協力のもと、新治幼稚園児が枝豆とうもろこしの苗を植え、梅雨の晴れ間の7月初旬に収穫しました。園児達は袋いっぱいのおみやげにビックリ!!



新治カレッジ

出前講座10回コースでの勉強会です。移動教室・体力測定・知識習得とバラエティに富んだ内容でした。今後の生活に役立ててください。



吊るし飾り作り教室

季節の吊るし飾りを作っています。夏は、「風鈴・金魚・うちわ」で涼しさを!現在は、秋をテーマにした作品に取り組んでいます。



吊るし雛作り教室

「今更、針を持つなど考えられなかった。家族ならず自分がびっくりしている」と。来春の完成が待ちどおしいですね。



クラフト教室

図案を見ながらクラフトテープのカット作業!『あれ!切っちゃった!』そんなこともありました。大丈夫です、皆さん完成!!



木彫り教室

「昔の記憶を辿りながら、そして新たな気持ちで一刀一刀を彫進めています。」講師の作品にため息が・・・いつか自分も・・・頑張ろう!



ゲートボール教室

「実戦で覚えていきましょう。」初日から指導者とのゲームでした、青空の下では気持ちのいい音が響いています。



陶芸教室

陶芸クラブ会員の講師と、初めての土いじりに挑戦!「粘土をまるめて、のぼして。最初の作品は何ができるかな?」楽しみです。



同好会・クラブのご紹介

太極拳	月3回月曜日	10:00~12:00
社交ダンス	月3回火曜日	10:00~11:30
カラオケ	月4回水曜日	10:00~11:30
ストレッチ	毎週木曜日	10:00~11:30
スポーツダンス	毎週月曜日	13:30~15:30
陶芸①②	毎週木曜日	8:30~
ちぎり絵	第2木曜日	9:30~12:00
写真愛好会	第3土曜日	13:30~15:30
ベジ友2012	毎週土曜日	9:30~11:30

福祉センターを拠点に、生きがいと豊かな時間の共有のため活動をしています。仲間づくりをしませんか?



ストレッチクラブ活動中

夏の福祉体験学習事業報告

青少年ワークショップ(福祉体験学習)

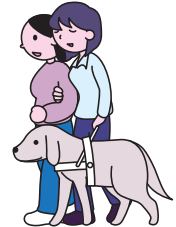
8月19日～21日の3日間、市内在住、在学の高校生・大学生・専門学校生42名が、夏休みを利用して市内12カ所の福祉施設（保育施設、障害児施設、高齢者施設、障害者施設）で体験学習を行いました。最終日には体験した施設について、学生同士で情報を交換し、福祉に関する理解を深めました。



福祉ふれあい体験



7月11日、7月28日、8月7日の3日間、市内の小学3年生～6年生とその保護者89名が、宇都宮市にある東日本盲導犬協会の見学を行いました。盲導犬との体験歩行を通して、目の不自由な方の生活のしづらさや盲導犬の役割を理解することができました。



地域介護教室

8月5日、6日の2日間、市内在住・在学の高校生と一般市民を対象に、市内の特別養護老人ホームで体験学習を行いました。介護技術を学んだり、施設利用者とのふれあいをとおして、福祉施設に対する理解を深めました。



土浦市“ふれあいネットワーク”

誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、ふれあいネットワーク事業を実施しています。

ふれあいネットワークでは

様々な生活上の困りごとから支援を必要とする方に対して、公的サービス（フォーマル）と民間サービス（インフォーマル）を連携させてネットワークを構築し、総合的に支援をおこないます。

支援や対応が困難なケースは、医師、薬剤師、介護支援専門員、民生委員児童委員、ボランティア、障害相談員、行政職員等が集まる会議（下記写真）をおこない、専門的な立場からの意見を伺い対応策を検討します。



薬剤師

ボランティア NPO

保健所

介護支援専門員

医師

家族 親族

保健師

社 協

様々な関係機関が力を合わせて支援にあたります。

地域でお互いに助け合う仕組みが

「ふれあいネットワーク」です！

ホームヘルパー

理学療法士

児童相談所

行政職員等

地域包括支援センター

民生委員児童委員

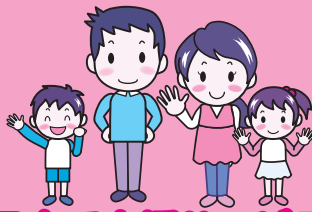
訪問看護

各地区公民館に相談窓口があります

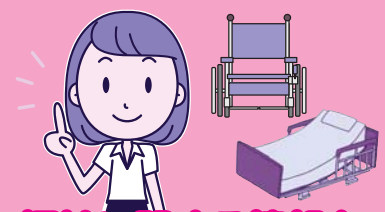
例えばこのような時に・・・



家族に介護が必要になった。



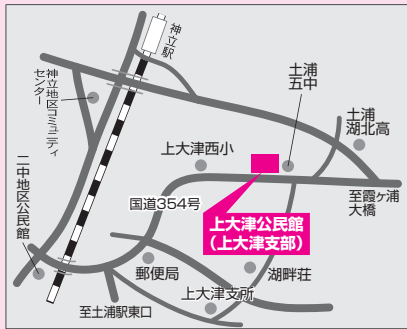
子育て支援サービスを利用したい。



福祉に関する情報を知りたい。

他にも、「ひとり暮らしの高齢者が食事づくりや掃除に困っている。」「地域に心配な人がいる。」など
各地区公民館の地域ケアコーディネーター（社協支部職員）にご相談ください。

“身近な福祉の相談窓口”



上大津支部 (五中地区)

〒300-0025
土浦市手野町
3252
TEL 828-1008
FAX 828-1006



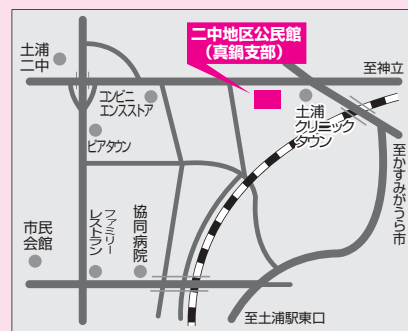
中央支部 (一中地区)

〒300-0044
土浦市大手町
13-9
TEL 821-0104
FAX 821-0193



南部支部 (六中地区)

〒300-0836
土浦市烏山二丁目
2346-1
TEL 842-3585
FAX 842-3509



真鍋支部 (二中地区)

〒300-0026
土浦市木田余
1675
TEL 824-3588
FAX 824-3553



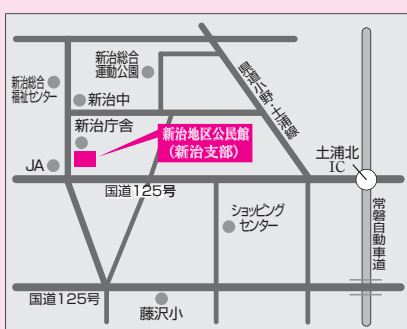
都和支部 (都和中地区)

〒300-0061
土浦市並木五丁目
4824-1
TEL 832-1667
FAX 832-1659



東支部 (三中地区)

〒300-0843
土浦市中村南
四丁目8-14
TEL 843-1233
FAX 843-1294



新治支部 (新治中地区)

〒300-4115
土浦市藤沢982
TEL 862-2673
FAX 862-5516



桜南支部 (四中地区)

〒300-0814
土浦市国分町
11-5
TEL 824-9330
FAX 824-9337

相談
時間

火曜日から日曜日：午前8時30分から午後5時15分
月曜日は土浦市社会福祉協議会（☎821-5995）で
お話をうかがいます。

※詳しくは、各地区公民館にお問い合わせください。

福祉体験講座

子どもたちに「福祉」について考え・学んでもらうきっかけづくりとして、土浦市社会福祉協議会では福祉体験講座を実施しています。

講座には、インスタントシニア（高齢者疑似体験）、車イス、点字、アイマスク、手話、認知症サポーター養成講座などがあります。

子どもたちが「福祉」をより身近に感じられるよう、支部職員がお手伝いします！

小学校で行った体験講座を紹介します！



“下高津小学校”

体験日 7月15日(水)

体験者 5年生(129名)

内容 車イス、点字、手話、
インスタントシニア体験



5年1組 白井 陽菜さん

福祉体験教室に参加して、私は、聴覚障害者の方がいた時に、話の中に入れてもらい、みんなで仲良く遊べるようにすることが大切だということが分かりました。実行できるよう努力したいです。

5年3組 武市 七海さん

足につけた重り、ひざを曲がりづらくしたサポーター、茶色っぽく見えるゴーグル。どれも、お年寄りは大変なんだなあと分かりました。もっとひいばあちゃんを助けたいです。

5年2組 松本 菜々子さん

車イス体験では、段差をのぼる時に強い力が必要だと分かりました。また、スロープを下へ降りる時はとても重くて大変でした。車イスについていろいろと知ることができ、よかったです。

5年4組 田崎 佑奈さん

点字体験で学んだことは、人を気遣う優しさです。点字は、洗濯機などで触ったことはありましたが、文字を表現するのは初めてでした。伝えられることの喜びを知りました。



“神立小学校”

体験日 7月2日(木)

体験者 5年生(67名)

内容 インスタント
シニア体験



土浦市立神立小学校

本校の5年生は、総合的な学習の時間で「福祉」をテーマに、各自、課題をもって調べ学習や体験活動を行っています。今回は福祉協議会の方のご協力をいただき、インスタントシニア体験を行いました。様々な器具を装着し、80歳くらいのお年寄りの体を体験しました。階段の上り下りをする、小さな文字を見て写す、離れた所に掲示された文字を読むなど、いつものとおりによりやろうとしますがなかなかうまくいかず、その活動は真剣そのもの。「こんなに不自由な生活をしているとは思わなかった。」「自分の将来はこんな生活になるのかな。」「お年寄りが困っているときは助けてあげたいと思う。」など、終了後には驚いたことやお年寄りに心を寄せる言葉をワークシートに書き綴っていました。インスタントシニア体験によって「福祉とは何か」「福祉に対して、自分ができることは何か」を考えることができ、有意義な体験となりました。

福祉体験講座の申込み方法と手続き

福祉体験講座は、子どもから大人までどなたでも受講できます。実施希望日の1ヶ月前までに、希望する講座名、日程、会場、参加予定人数等を開催する地区の支部（公民館）までお申込みください。

依頼内容に基づき、講師や日程を調整します。内容により講師謝金や材料費が発生します。また、講座に使用する器具類は、原則申込者ご自身での搬入搬出をお願いしております。詳細は9ページの各地区公民館（社協支部職員）へお問い合わせください。

善♥意♥銀♥行

まごころコーナー

(敬称略・順不同)

ご協力ありがとうございました。

平成27年5月21日 ~平成27年7月31日

金 銭

・土浦協同病院 看護師会	63,550円	・太田恵一	30,000円
・旧斗利出中学校卒業生同窓会 五十星会	9,627円	・あさの歌謡会	94,895円
・右粕商工振興会	59,490円	・ボランティアのつどい	
・一中地区民生委員児童委員協議会	1,881円	・宅配ボランティア有志	2,000円
・自転車商協同組合土浦支部 輪友会	30,000円		
・土浦二高卒3年4組クラス会	5,930円		



▲右粕商工振興会

物 品

- ・社会福祉法人 祥風会
- ・都和中地区民生委員児童委員協議会
- ・土浦マリッジサポーターの会
- ・土浦訪問看護ステーション
- ・一中地区民生委員児童委員協議会
- ・玉置禮子
- ・社会保険労務士 藤原事務所
- ・塚田陶管株式会社
- ・四中地区民生委員児童委員協議会
- ・土浦市内郵便局
- ・坂本喜久江



▲土浦市内郵便局

社協の福祉サービスのご紹介 Vol.1

日常生活自立支援事業 ~地域で安心して暮らせるようサポートします~

○このようなことでお困りではありませんか?

- ・福祉サービスを利用したいが、どんなサービスがあるかわからない。
- ・銀行からお金をどうやっておろしたらいいかわからない。
- ・公共料金を支払ったか忘れてしまう。
- ・最近、通帳や印鑑など大事なものをなくすようになった。

●日常生活自立支援事業では、だれに、どのようなことができるの?

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助やお金の管理について一緒に考えながらサポートします。

事業を利用される方との契約によりサービスを提供いたします。

●利用料はかかるの?

相談や支援計画の作成、契約の締結は無料です。サービスの利用は有料となります。

- ・福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス …1時間 1,100円
- ・通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス …1ヶ月 500円
- ・支援に伴う交通費 …1km 37円

※生活保護を受給されている方は利用料が免除されます。

■詳しくは生活相談係 (821-5995) へお問い合わせください。



お問い合わせ・お申込みは

土浦市社会福祉協議会

〒300-0036 土浦市大和町9-2
土浦市総合福祉会館内(ウララ2ビル4階)
TEL 029-821-5995(代) FAX 029-824-4118
E-mail info@doshakyo.or.jp
http://www.doshakyo.or.jp

編集後記

夏休みが終わり、セミの鳴き声からおろぎや鈴虫の軽やかな音色に変わってきました。

暦の上では「仲秋」。実際、日ごとに朝晩涼しくなり、ほっと一息つける時期となってきました。ゆっくりと夏の疲れを回復しながら、今年の残り数か月を頑張って過ごしていきたいものです。



登録ヘルパー募集中

(短時間勤務可)

介護福祉士又はホームヘルパー2級(介護職員初任者研修)以上の資格を有し、かつ普通自動車免許をお持ちの方でマイカーによるヘルパー活動のできる方を募集します。

■問い合わせ先
在宅サービス係 ☎824-6603